

# 平成26年度第1回豊田市廃棄物処理施設等審査会会議録

## (1) 開催日時

平成26年5月21日 午前10時  
豊田市役所環境センター3階 廃棄物対策課会議室1

## (2) 出席及び欠席した委員の氏名

出席：大東憲二（会長）、市橋克哉、佐野泰之  
欠席：安田啓司（副会長）、山澤弘実

## (3) 庶務を行うために出席した職員の職名及び氏名

廃棄物対策課長 市川智久、同課副課長 河合逸人、  
同課施設・審査担当長 是枝伸弘、同課主査 春日部直樹

## (4) 説明又は意見陳述のために出席した関係者の職名及び氏名

なし

## (5) 会議に付した案件

- ①平成25年度第1回当審査会における質問への回答について
- ②当審査会の意見について

## (6) 議事の概要

以下のとおり

## (7) その他

傍聴人なし

## 議事の概要

### 【事務局】

- ・過半数の委員が出席しているので、廃棄物処理施設等審査会設置運営要綱第6条第2項の規定により、本日の審査会は有効に成立している。

### 【大東会長】

- ・本日は、(株)相建から提出された安定型最終処分場の変更許可申請について、2回目の審議となる。議題1について、事務局に内容などの説明をお願いする。

－ 事務局の説明 －

**【大東会長】**

- ・説明について、意見や質問などがあればお願いします。

**【大東会長】**

- ・番号1の質問と回答についてだが、前回の審査会で行った現地調査の際、廃棄物中に若干の木くずが見受けられた。覆土の含有有機物により水質が変わることはあるが、場合によっては、搬入廃棄物の有機物の影響もあるかもしれないということが、前回の現地調査で気になったことである。回答はこれでよいが、注意する必要がある。

**【事務局】**

- ・了解した。

**【大東会長】**

- ・続いて、議題2の当審査会の意見について審議する。事務局から説明をお願いします。

－ 事務局の説明 －

**【大東会長】**

- ・説明について、意見や質問などがあればお願いします。

**【市橋委員】**

- ・意見書の記書きに記された事業の実施に当たり事業者配慮を求める事項（以下「配慮事項」という。）は、この案件に対して独自に定めたものか。それとも一般的にこの種の許可の際に付するものか。

**【事務局】**

- ・案件ごとに異なる。前回の審査会での質問、意見等を踏まえて作成した。

**【市橋委員】**

- ・市は、配慮事項に対する事業者の措置をどのように把握するのか。異状が認められた場合の報告について、配慮事項としなくてよいのか。

**【事務局】**

- ・水質については、廃棄物処理法に規定する維持管理基準により、事業者は定期的に分析し、公表しなければならないため、この情報で把握できる。
- ・その他の事項についても、これまでも、月1回から2月に1回、現地に立入りを行い、異状の有無等を確認している。今後は、当意見に対する措置の履行状況も併せて確認していく。

**【大東会長】**

- ・今後もそういった措置がなされるなら、配慮事項とする必要はないと思う。
- ・配慮事項とする必要はないが、斜面の安定性について、大雨が降った後等で不安定になる可能性があるときには、行政も注意し確認すること。

**【事務局】**

- ・了解した。

**【市橋委員】**

- ・配慮事項は、許可を出す際の条件になるのか。条件にしないなら、行政指導として、市長名で文書を送付するなどの措置をするのか。

**【事務局】**

- ・配慮事項は、事業者が現在の処分場の通常の維持管理で対応している事項に更なる配慮を求めるものなので、許可条件とはしない。
- ・行政指導の範囲ではあるが、事業者の真摯な対応を求めるため、許可の前に、配慮事項に対する措置を示すよう事業者へ文書で通知し、それに対する回答の内容から、適切な措置が講じられるのか確認する。
- ・配慮事項は、定期的な立入りの際、指導の指針として使用し、履行状況を確認する。

**【市橋委員】**

- ・配慮事項2の「異状を発見した場合は」を、3の表現と合わせ、「異状が認められた」と訂正したほうが良いと思う。
- ・配慮事項4の苦情に関する記載は、苦情者として想定される者が不明確であるし、苦情は発生するのではなく申し立てるものであるから、文言の訂正を要する。

**【事務局】**

- ・それでは、配慮事項2については、「廃棄物の埋立ては、十分に締固めを行うこと。また、斜面を日常点検し、異状が認められた場合は、速やかに対策を講じること。」とし、配慮事項4については、「騒音については、埋立作業に使用する機材及び車両の運転管理を適正に行い、低減に努めるとともに、万一、地域住民から苦情が申し立てられた場合は、誠実に対応すること。」と訂正する

－ 事務局による修正した意見の作成、審査会委員が修正した意見書を確認 －

**【大東会長】**

- ・ただ今、事務局により修正された意見書について、ご異議等あるか。

－ 各委員異議なし。 －

**【大東会長】**

- ・委員の皆様の同意が得られたため、修正された意見書を当審査会の意見書として会長印を押し、市長に提出する。議事録の作成は事務局で行うようお願いする。事務局からその他の報告事項はあるか。

**【事務局】**

- ・審査会から頂いた意見書について、より生活環境に配慮して事業が推進されるよう事業者と調整する。その後審査を実施し、順調にいけば6月中に許可となる。

**【大東会長】**

- ・以上で本日の審議を終了する。